

はしがき

目次

はしがき	1
各國婦人の法制上の地位	1
公職にある婦人	2
婦人教育委員	2
政黨別各婦人議員	2
各種婦人議員當選率及び平均年齢	3
婦人團體の現況	3
婦人の利用できる施設	4
婦人の利用できる制度	6
男女別有學位者比較表	6
女子高等教育の現況	6
戦時・戦後の女子労働者の趨勢	7
家庭裁判所家事審判部の取扱 による家事審判事件統計	8
家庭裁判所家事調停部の取扱 による家事調停事件統計	8
男女別刑務所被收容人員數	8
あとがき	8

一九四八年一月、レークサタセスにおける國際連合「婦人の地位に關する委員會」に於て發表された中間報告より編集

[illegible]

○は權利を有すること
△は權利を有しないで
×は權利限度を有すること
／は制度の存在しないこと
／は制度の存するに
遡年號は實施年號
年號は義務教育の
義務教育の
義務教育の

(別)は男女共學制のないことを意味する

(イ)	妻の能力制限
(ロ)	妻の能力制限
(ハ)	教育、醫療、社會事業のみ
(ニ)	子供の國籍は原則として父親に従ふ
(ホ)	司法、外交、宗教上の地位

に就けない
技術學校なし
獨身又は45歳以上
夫の許容は入用
(ヘ) 人頭税は男子のみ
(ト) 妻の能力制限、他民族との
(チ) 結婚禁止
(リ) 妻には人頭税なし

この圖表は中間報告中解答の多い項目について作成したものであるが、なお空欄が多く、又ある國は精密な解答を行つた爲に記號が△になり、概略的な解答の場合は○又は×になり勝ちてゐるものと承認されたい。全體の傾向として

○選舉權は多くは第一次大戦又は第二次大戦直後に與えられてゐるが、現在七十四の獨立國のうち、之を認めるもの四十七、認めていないもの廿三、制限つきで認めるもの二ヶ國となつてゐる。

○公職、公務、職業、教育における機會は、大多數の國に於て男女の平等が法制上に認められてゐるが、實際上の地位は法律の線においていてゐないのが多くの場合實情である。即ち機會均等を妨げてゐるものは法律ではなく、習慣、經濟條件、宗教的偏見であることの方が多い。

○人權に關する男女の不平等は、主として妻の能力制限である。

○税金に於ては解答を行つたすべての國に於て男女の差別は殆ど認められてゐないが、妻の所得税の申告は夫が行ふ場合が多い。之は主として手續上の理由によるものである。

○軍務に女子の服役を認めるのは第二次大戦以來のことであるが、主として補助的な任務に限られてゐる。

○國籍法に於ては大多數の國が依然然男女を不平等に扱つてゐる。即ち國籍の異なる男女が結婚した場合妻は自分の國籍を保持することができず、婚姻中夫の國籍に變動があれば、それに従わねばならず、子供の國籍は父によつて決定されるのが大多數の例である。

なお國際連合「婦人の地位に關する委員會」は一九四八年一月の會議に於いて決議文を作成して、「婦人參政權の完全實施、婦人の國際政治機構參加、國籍法における差別撤廢」のすみやかな實現を各國政府に要請した。

備考

婦人團體	15	35%
その他	19	65%

婦人團體の現況

昭和24年1月現在 婦人少年局調

公 職 に

婦人團體數	會 員 數	府 縣 別	其 他 員 (ホ)	食糧調 整委員	少 年 審判所 保護司	官公立 學校長	衣料諸 問委員	選舉管 理委員	勞働基 準委員	教 育 員 (ニ)	社會教 育委員	公 安 委 員
331	79,419	北海道	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-
168	78,305	青森	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
154	59,281	岩手	-	-	-	3	-	-	-	1	-	-
162	93,591	宮城	1	-	5	-	-	-	-	2	-	-
193	107,526	秋田	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
241	116,019	山形	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
297	145,349	福島	1	-	-	-	2	14	-	1	-	-
258	129,303	茨城	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
83	57,826	栃木	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
197	144,997	群馬	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-
175	78,090	埼玉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
104	63,556	千葉	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-
158	126,083	東京	27	8	-	4	-	3	-	-	-	2
160	108,690	神奈	20	-	-	-	-	-	-	2	20	-
204	115,840	新潟	-	-	-	7	-	-	1	1	-	-
192	285,376	富山	22	-	-	1	-	-	1	1	3	-
171	82,446	石川	7	2	-	-	1	-	2	-	2	7
142	69,789	福井	1	-	-	-	-	-	-	-	3	1
○ 403	210,025	山梨	2	-	-	5	-	-	1	-	4	3
420	201,696	岐阜	1	-	-	-	-	-	-	2	2	1
368	337,208	静岡	-	-	7	-	-	-	-	1	-	1
302	206,665	愛知	11	2	-	3	1	-	1	(2)	1	-
△ 10	180,637	三重	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-
147	79,411	滋賀	2	-	1	2	-	-	2	1	-	26
△ 246	132,428	京都	500	-	-	4	-	-	1	1(3)	-	-
35	25,443	大阪	7	-	-	13	1	11	2	(1)	-	1
425	282,962	兵庫	-	-	-	-	-	-	1	1(1)	-	-
149	293,940	奈良	-	-	-	1	-	-	1	-	5	-
132	57,468	和歌山	5	-	-	4	-	-	-	1	-	-
156	38,682	鳥取	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
251	143,167	島根	3	-	1	1	-	1	-	-	-	-
338	162,087	岡山	13	-	-	3	-	54	-	-	2	-
543	260,057	広島	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
200	19,797	山口	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
129	67,608	徳島	3	-	-	3	-	-	-	1	7	1
175	96,803	香川	3	-	1	-	2	-	1	-	7	-
△ 18	122,457	愛媛	-	-	-	-	-	-	-	1	6	-
△ 38	7,282	高知	16	1	-	3	-	1	1	1	1	-
321	344,292	福岡	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
153	130,703	佐賀	21	-	-	1	-	-	1	1	1	-
92	71,221	長崎	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
228	229,213	熊本	13	-	-	9	-	-	-	1	2	-
△ 161	80,200	大分	4	-	-	1	-	1	-	1	5	-
8	2,385	宮崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
△ 11	313,234	鹿児島	-	-	-	-	-	1	-	1	314	-
8,495	6,040,557	合 計	68	17	16	75	7	86	18	33(7)	394	39

○印は未報告の縣
△印は地域團體の報告のない縣

備 考

(ホ) 其他委員は都道府縣によつて、特殊事情に従い自治的に作られたもので、たとえば京都府の500名は物資協力委員である

(ニ) 括弧内は五大市、外は都道府縣、昭和23年11月文部省調査局審議課調

各種婦人議員當選率及び平均年齢

現衆議院議員以外は昭和23年8月調

	21年4月 衆議院	22年4月 衆議院	24年1月 衆議院	22 年 参議院	22 年都 道府縣會	22 年 區市會	22 年 町村會
婦人立候補者	79	85	44	19	111	383	1,784
當 選 者	39	15	12	11	24	93	681
當 選 率	49%	18%	27%	58%	22%	24%	38%
平 均 年 齡	47	46	43	55	49	48	54

過去一ケ年間に於ける主な活動(順位は全国的に大きいもの)

一、婦人生活改善運動、その他

二、婦人生活改善運動、その他

三、婦人生活改善運動、その他

四、婦人生活改善運動、その他

五、婦人生活改善運動、その他

六、婦人生活改善運動、その他

七、婦人生活改善運動、その他

八、婦人生活改善運動、その他

九、婦人生活改善運動、その他

十、婦人生活改善運動、その他

十一、婦人生活改善運動、その他

十二、婦人生活改善運動、その他

十三、婦人生活改善運動、その他

十四、婦人生活改善運動、その他

十五、婦人生活改善運動、その他

十六、婦人生活改善運動、その他

十七、婦人生活改善運動、その他

十八、婦人生活改善運動、その他

十九、婦人生活改善運動、その他

二十、婦人生活改善運動、その他

二十一、婦人生活改善運動、その他

二十二、婦人生活改善運動、その他

二十三、婦人生活改善運動、その他

二十四、婦人生活改善運動、その他

二十五、婦人生活改善運動、その他

二十六、婦人生活改善運動、その他

二十七、婦人生活改善運動、その他

二十八、婦人生活改善運動、その他

二十九、婦人生活改善運動、その他

三十、婦人生活改善運動、その他

三十一、婦人生活改善運動、その他

三十二、婦人生活改善運動、その他

三十三、婦人生活改善運動、その他

三十四、婦人生活改善運動、その他

三十五、婦人生活改善運動、その他

三十六、婦人生活改善運動、その他

三十七、婦人生活改善運動、その他

三十八、婦人生活改善運動、その他

三十九、婦人生活改善運動、その他

四十、婦人生活改善運動、その他

四十一、婦人生活改善運動、その他

四十二、婦人生活改善運動、その他

四十三、婦人生活改善運動、その他

四十四、婦人生活改善運動、その他

四十五、婦人生活改善運動、その他

四十六、婦人生活改善運動、その他

四十七、婦人生活改善運動、その他

四十八、婦人生活改善運動、その他

四十九、婦人生活改善運動、その他

五十、婦人生活改善運動、その他

五十一、婦人生活改善運動、その他

五十二、婦人生活改善運動、その他

五十三、婦人生活改善運動、その他

五十四、婦人生活改善運動、その他

五十五、婦人生活改善運動、その他

五十六、婦人生活改善運動、その他

五十七、婦人生活改善運動、その他

五十八、婦人生活改善運動、その他

五十九、婦人生活改善運動、その他

六十、婦人生活改善運動、その他

六十一、婦人生活改善運動、その他

六十二、婦人生活改善運動、その他

六十三、婦人生活改善運動、その他

六十四、婦人生活改善運動、その他

六十五、婦人生活改善運動、その他

六十六、婦人生活改善運動、その他

六十七、婦人生活改善運動、その他

六十八、婦人生活改善運動、その他

六十九、婦人生活改善運動、その他

七十、婦人生活改善運動、その他

七十一、婦人生活改善運動、その他

七十二、婦人生活改善運動、その他

七十三、婦人生活改善運動、その他

七十四、婦人生活改善運動、その他

七十五、婦人生活改善運動、その他

七十六、婦人生活改善運動、その他

七十七、婦人生活改善運動、その他

七十八、婦人生活改善運動、その他

七十九、婦人生活改善運動、その他

八十、婦人生活改善運動、その他

八十一、婦人生活改善運動、その他

八十二、婦人生活改善運動、その他

八十三、婦人生活改善運動、その他

八十四、婦人生活改善運動、その他

八十五、婦人生活改善運動、その他

八十六、婦人生活改善運動、その他

八十七、婦人生活改善運動、その他

八十八、婦人生活改善運動、その他

八十九、婦人生活改善運動、その他

九十、婦人生活改善運動、その他

九十一、婦人生活改善運動、その他

九十二、婦人生活改善運動、その他

九十三、婦人生活改善運動、その他

九十四、婦人生活改善運動、その他

九十五、婦人生活改善運動、その他

九十六、婦人生活改善運動、その他

九十七、婦人生活改善運動、その他

九十八、婦人生活改善運動、その他

九十九、婦人生活改善運動、その他

一百、婦人生活改善運動、その他

公共職業安定所
職業を求め人に對し、職業相談、職業指導、職業紹介等を行つて、適當な職業に斡旋することを主な業務とする外、失業者に對しては、失業保険金の給付を行う役所で手数料など費用は一切無料です。

公共職業補導所
技能を持たない人に對してその就職を容易にする爲の知識技能を與える施設で、希望者は公共職業安定所を通じて入所し、入所者は若千の手当を支給します。

共同作業所
失業して困つてゐる人のために、差當り、就業の機會を與えて生活の安定を圖ると共に、就業に必要な知識技能を得しめる公共事業の一つで、希望者は公共職業安定所を通じて入所します。賃金は仕事の出来高によつて支拂われます。

授産所
収入の道もなく、就職のための知識技能を持たないで生活に困つてゐる人の爲に仕事を教へながら、仕事を與えて生活の安定を圖る施設で母子寮、保育所等と併置されてゐるものもあります。

母子寮
配偶者のない婦人が子供と共に生活する爲住宅が與えられ、生活指導がなされる施設で、保育所や授産所等が併置されてゐるものもあります。

保育所
働く人のために、乳兒幼兒を晝間だけ預つて保育する施設です。

兒童相談所
兒童福祉司や、兒童委員等と連絡をとつて兒童福祉の増進について相談に應じたり、必要があるときは兒童の養育鑑別を行う指導的機關で、便宜上兒童の一時收容所を併置してあります。

養老施設
生活の保護を要する六十歳以上の老齢者又は其の年齢に達しない者でも老衰甚だしい者を收容保護する施設です。

特殊婦人寮
住宅がないとか、生活難や種々の原因のために轉落し、又は轉落の虞ある婦人に對し、更生の爲にホームを與え、

婦 人 の 利 用

施 設 名 府 縣 別	全 國 公 共 圖 書 館			公 民 館		國 立 病 院		國 立 療 養 所		保 健 所	乳 兒 院	
	總 数	婦 人 入 館 数	入 館 者 總 数 に 對 する 百 分 率	施 設 数	本 院 数	分 院 数	結 核 療 養 所 数	そ の 他 療 養 所 数	施 設 数	施 設 数	收 容 定 員	收 容 人 員
北 海 道	20	20,085	13	86	6	-	10	-	35	1	20	35
青 森 県	11	1,943	21	60	1	-	4	1(癩)	9	-	-	-
岩 手 県	86	10,657	20	46	1	-	2	1(温 泉)	14	1	20	12
宮 城 県	104	11,769	12	143	2	1	3	1(癩)	13	-	-	-
秋 田 県	16	61,130	26	50	1	-	2	-	9	-	-	-
山 形 県	30	29,559	23	43	1	-	2	-	10	-	-	-
福 馬 県	14	16,493	17	228	2	1	2	-	15	-	-	-
茨 城 県	7	7,751	24	208	2	-	1	-	13	-	-	-
群 馬 県	7	6,616	19	42	1	-	3	1(温 泉)	12	-	-	-
木 馬 県	14	65,058	26	57	2	1	2	1(癩)	11	-	-	-
玉 葉 県	88	48,936	33	112	2	-	2	-	13	1	20	11
京 川 県	108	43,415	28	41	3	-	6	1(頭 部 特 殊)	15	-	-	-
神 奈 川 県	37	106,842	21	8	6	-	4	2(癩)	39	6	193	140
湯 島 県	30	44,485	24	50	3	1	4	1(脊 髓)	13	6	177	233
新 潟 県	62	58,535	16	77	3	-	7	-	18	-	-	-
富 山 県	58	86,294	27	93	1	-	2	-	10	-	-	-
石 川 県	124	52,912	32	103	2	2	4	-	12	-	-	-
福 山 県	5	34,492	21	115	2	-	3	-	14	-	-	-
山 梨 県	8	5,747	46	12	1	-	1	-	8	1	25	23
長 野 県	75	65,430	20	259	2	1	5	-	16	-	-	-
岐 阜 県	6	113,912	20	135	1	1	5	-	10	1	10	5
靜 岡 県	24	16,673	24	320	5	1	5	2(癩 温 泉)	13	-	-	-
愛 知 県	42	68,463	24	270	2	-	6	-	33	-	-	-
三 重 県	25	18,144	25	64	2	2	2	-	10	-	-	-
滋 賀 県	7	49,353	32	10	1	-	2	-	10	1	15	13
京 都 府	7	15,542	30	111	3	-	2	-	24	1	10	12
大 阪 府	9	19,137	19	0	1	2	5	-	39	3	65	60
兵 庫 府	14	37,136	19	75	4	-	4	-	27	-	-	-
奈 良 県	20	11,933	29	80	4	1	1	-	8	-	-	-
和 歌 山 県	3	86	13	101	1	1	1	1(温 泉)	9	-	-	-
鳥 取 県	8	5,147	19	78	1	1	1	1(温 泉)	6	-	-	-
岡 山 県	9	8,717	31	38	2	-	1	-	10	-	-	-
廣 島 県	30	36,093	22	113	1	-	2	2(癩)	14	1	20	20
山 口 県	73	5,485	11	37	3	-	4	-	19	1	9	6
徳 島 県	66	21,123	9	37	3	1	3	-	15	-	-	-
香 川 県	9	14,300	71	54	1	-	2	-	7	-	-	-
愛 媛 県	21	26,701	31	27	1	-	2	1(癩)	8	-	-	-
高 松 県	24	31,668	24	72	1	-	3	-	15	-	-	-
福 岡 県	19	3,504	10	32	1	-	1	-	6	-	-	-
佐 賀 県	22	80,157	16	259	5	-	8	-	29	1	30	58
長 崎 県	12	32,323	15	92	2	-	2	1(精 神)	6	1	50	22
熊 本 県	49	15,302	38	71	5	-	5	1(温 泉)	12	-	-	-
大 宮 分 館	6	9,291	16	132	2	1	3	1(癩)	12	1	20	16
鹿 児 島 県	9	25,551	22	48	3	1	3	1(温 泉)	14	-	-	-
宮 崎 県	5	5,185	11	274	1	-	2	-	9	-	-	-
合 計	1,551	1,452,125	21	4,434	98	19	144	21	675	26	684	646
調 査 年 月	22. 3. 31			23. 9	23.11		23.12		24.2	24.3		
調 査 官 廳	文 部 省 社 會 教 育 局 文 化 課			文 部 省 社 會 教 育 文 化 課	厚 生 省 醫 務 局 國 立 病 院 課		厚 生 省 醫 務 局 國 立 療 養 所 課		厚 生 省 保 健 所 課	厚 生 省 兒 童 局 母 子 衛 生 課		
所 管 廳	同 上			同 上	同 上		同 上		同 上	同 上		
關 係 法 規	な し			未 成 備	醫 療 法		醫 療 法		保 健 所 法	兒 童 福 祉 法		

生活訓練と職業指導を行う施設で、入寮中の食費やその他の一切の費用は無料です。

家庭裁判所
家庭問題と少年犯罪問題は切り離すことができないので、以前の家事審判所と少年審判所とが一つになった裁判所で、この中の家事審判部では家庭内や親族間に起つた重要な事柄や、いざこざを手軽な手続き、低廉な費用で早く納得のいくように解決してくれまう少年審判部では、犯罪少年や虞犯少年を取り調べ、調査した上でその更生に最も適当な保護処分、その他の處置を行います。

助産施設
保健上必要があるにもかゝらず、経済的理由によつて入院助産を受けることのできない妊産婦を、入所させて助産を受けさせる。

乳児院
保護者の労働又は疾病等の都合等で家で育てることのできない乳児を、入院させて養育する。

保健所
衛生行政を擔當する第一線機關であつて、保健衛生について相談に應じ、指導する役所で、擔當地域の保健衛生に關するすべての責任を持つ。

國立療養所
結核、精神、癩、脊髄疾患、頭部損傷等の長期治療を要する社會的疾患に悩む患者及びロイマチス、四肢切断後遺者、貧血症等の温泉治療を要する患者を收容して治療をする特殊治療施設である。

國立病院
舊陸海軍病院を轉換したものであつて一般國民の診療を擔當している。

公民館
一般町村民の公會堂として、その多くは土地の人々の各種集會、講演會、講習會、公民學級の經營、生活改善の研究、討論會等に使われ、そこでは又配給供出、農業經營の相談會などもたれ、行き届いた計畫によつて町村民のホームとして經營されている。

戦時戦後の女子労働者の趨勢

(婦人少年局編)

下に掲げた三つの表は女子労働者の労働条件と地位についての現況を数量的に把握するために昭和22年度(1947年)臨時國勢調査の結果を中心とし、種々な點でそれと比較対照し得る戦時の資料として戦争初期の昭和15年度(1940年)の國勢調査をとって主として産業分類(大分類)別の女子労働者の趨勢を示したものである。

第一表 戦後に於ける産業別女子有業者の男子に対する比較 (1947年)

産業別	性別	男	女	産業配分率 %		總數に對する割合 %	産業別	男	女	産業配分率 %		總數に對する割合 %
				男	女					男	女	
有業總數		20,622,217	12,706,746	100	100	38.1	3. 商業	1,496,820	693,311	7.3	5.5	31.7
1. 農林業		8,013,415	8,609,003	38.9	67.8	51.8	4. サービス業	358,835	479,568	1.7	3.8	57.2
2. 製造工業		4,249,960	1,471,941	20.6	11.6	25.7	5. 自由業	682,309	444,224	3.3	3.5	39.4
a 紡織工業		409,090	640,922	2.0	5.0	61.0	6. 公務及び團體	988,685	282,676	4.8	2.2	22.2
b 化学工業		446,342	152,603	2.2	1.2	25.5	7. 運輸通信業	1,329,809	176,723	6.4	1.4	11.7
c 機械器具工業		971,495	148,335	4.7	1.2	13.2	8. 鐵業	567,253	99,525	2.7	0.8	14.9
d 食料品工業		323,748	136,885	1.6	1.0	29.7	9. 水産業	612,386	97,231	3.0	0.7	13.7
e 製材及び木製品工業		631,849	84,664	3.1	0.7	11.8	10. 金融業	157,807	82,196	0.8	0.6	34.2
f 金属工業		605,630	83,504	2.9	0.7	12.1	11. 林業	417,942	61,620	2.0	0.5	12.8
g 窯業及び土石工業		172,957	58,295	0.8	0.5	25.2	12. 建設工業	1,268,346	51,711	6.2	0.4	3.9
h 印刷及び製本業		78,930	22,464	0.4	0.2	22.2	13. ガス、電気、水道業	170,461	20,293	0.8	0.2	10.6
i 修理業		313,852	20,945	1.5	0.2	6.3	14. 其の他の産業	307,489	136,724	1.5	1.0	30.8
j 其の他の工業		296,067	123,324	1.4	0.9	29.4						

(註) 製造工業のみは中分類まで示した。

第二表 従業上の地位別女子有業者の男子に対する比較 (1940年及び1947年)

年次	性別	總人口	有業者總數	従業上の地位		
				事業主	家従従業者	其の他の有業者
實數	1940 男	36,540,561	21,347,044	7,364,011	3,346,756	10,636,277
	1940 女	36,534,510	12,755,255	1,280,406	7,599,703	3,875,146
	1947 男	38,129,399	20,622,217	7,089,556	4,346,510	9,186,151
	1947 女	39,972,074	12,706,746	1,126,665	8,627,151	2,952,930
従業上の地位別割合	1940 男		100	34.5	15.7	49.8
	1940 女		100	10.0	59.6	30.4
	1947 男		100	34.4	21.1	44.5
	1947 女		100	8.9	67.9	23.2
増減率	1940年を100とした1947年の比較 男	104.3	96.6	96.3	129.9	86.4
	1940年を100とした1947年の比較 女	109.4	99.6	88.0	113.5	76.2

女子有業者を就業上の地位別に分けて男子と對照せしめ、女子労働の特質の一面を示すと共に、一九四〇年と比較して戦後の人口の變化と共にどんな動きがあつたかを見得るよう就業上の地位の分類にも或る程度の修正を加えた。

- 註 1) 「其の他の有業者」は比較のため1947年は雇用者に会社及び團體の役員を加えた数とした。
2) 有業者總數の總人口に對する割合は1940年は男58.4%女34.9%で1947年は男54.1%女31.8%である。

第三表 産業別女子労働者の男子に対する比較 (1940年及び1947年)

産業名	男		女		増減率 1940=100		産業配分率			
							男		女	
	1940	1947	1940	1947	男	女	1940	1947	1940	1947
労働者總數	10,636,277	9,186,151	3,875,146	2,952,930	86.4	76.2	100	100	100	100
1. 製造工業	4,250,817	3,118,399	1,497,269	1,147,148	73.4	76.6	40.0	33.9	38.6	38.8
a 紡織工業	406,489	246,218	862,384	509,930	60.6	59.1	3.8	2.7	22.3	17.3
b 化学工業	1,888,153	879,298	212,051	139,714	46.6	65.9	17.8	9.6	5.5	4.7
c 機械器具工業	429,186	388,704	133,607	130,653	90.6	97.8	4.0	4.2	3.4	4.2
d 食料品工業	196,889	194,120	64,669	75,294	98.6	116.4	1.9	2.1	1.7	2.5
e 金属工業	592,359	513,305	57,028	75,213	86.7	131.9	5.6	5.6	1.5	2.5
f 製材及び木製品工業	284,319	422,635	23,858	70,491	148.6	295.5	2.7	4.6	0.6	2.4
g 窯業及び土石工業	181,934	131,874	43,331	46,822	72.5	108.1	1.7	1.4	1.1	1.6
h 印刷及び製本業	92,452	65,034	16,212	19,610	70.3	121.0	0.9	0.7	0.4	0.7
i 修理業	-	144,374	-	9,669	-	-	-	1.6	-	0.3
j 其の他の工業	179,036	132,837	84,129	69,752	74.2	82.9	1.6	1.4	2.1	2.4
2. 自由業	567,149	475,515	399,202	348,438	83.8	87.3	5.3	5.2	10.3	11.8
3. 公務及び團體	948,725	988,685	114,503	282,676	104.2	246.9	8.9	10.8	3.0	9.5
4. サービス業	331,067	150,465	1,129,097	274,437	45.4	24.3	3.2	1.6	29.1	9.3
5. 商業	1,049,989	500,226	201,462	175,753	47.6	87.2	9.9	5.4	5.2	6.0
6. 運輸通信業	1,194,263	1,214,249	143,096	170,515	101.7	119.2	11.2	13.2	3.7	5.8
7. 農業	211,365	210,375	138,947	164,097	99.5	118.1	2.0	2.3	3.6	5.6
8. 鐵業	547,429	548,124	68,379	96,840	100.1	141.6	5.1	6.0	1.8	3.3
9. 金融業	207,400	149,042	63,319	79,686	71.9	125.8	1.9	1.6	1.6	2.7
10. 建設工業	681,589	895,963	20,143	45,957	131.5	228.2	6.4	9.8	0.5	1.5
11. 林業	146,115	239,316	17,233	27,592	163.8	160.1	1.4	2.6	0.4	0.9
12. ガス、電気、水道業	143,020	170,461	10,352	20,293	119.2	196.0	1.3	1.9	0.3	0.7
13. 水産業	201,706	259,741	10,804	20,016	128.8	185.3	1.9	2.8	0.3	0.7
14. 其の他の産業	155,643	265,590	61,340	99,482	170.6	162.2	1.5	2.9	1.6	3.4

産業別有業者中、特に雇われて働いている女子が戦後どんな状況にあるかを一九四〇年及び男子との比較に於いて示そうとしたものである。但し、この表中「労働者」と名付けられたものの中には一九四〇年度との比較のために「雇用者」の他に「会社及び團體の役員」(一九四七年度では女子の平均約〇・一%、男子一・二%)が含まれているから厳密な意味で労働者とは云えないのであるが、大體の傾向を示し得るものと考えられる。一九四七年分のみは雇用者数を明瞭に出す事は可能である。

註 この表の實數は、1940年は「其の他の有業者數」で、1947年は「雇用者」に「会社及び團體の役員」を加えた数とした。

